



# 消防・救急



大津市ホームページ  
最新情報はこちらから!



## 消防・救急



消防・救急

### 火事と救急など・119

#### ● 固定電話 (IP電話含む) からの119

住所、氏名、電話番号や目標、情報等を分かりやすく伝えてください。

#### ● 携帯電話からの119

携帯電話からの通報は、電波の関係で大津市消防局以外の消防本部につながることもありますので、最初にどこの市町村からかけているのかを伝えてください。

また、場所の特定に時間がかかったり、電波状況により途中で切れることがありますので、できる限り固定電話から通報してください。

#### ● eメール119・FAX119

聴覚などに障害をお持ちの方を対象に、携帯電話やご自宅のパソコンによるEメール、また、FAXによる緊急通報を受け付けます。いずれも申請が必要ですので、申請のない方の緊急通報は受け付けられません。ご注意ください。お問合せは消防局通信指令課までお願いします。



お問合せ 消防局通信指令課

☎522-0119 FAX 522-4657  
eメール otsu2355@city.otsu.lg.jp

### 火災等のお問合せは

火災等のお問合せは、テレホンサービス(☎523-1000)によりお知らせいたします。また、新着情報等も併せて消防局ホームページに掲載いたしますので、ご利用ください。

#### ● 消防局ホームページ

<https://www.city.otsu.lg.jp/fire119>

なお、119番は火災・救急等の災害緊急通報を受ける専用電話です。お問合せが殺到すると、次の火災等を受信することができなくなりますので、119番でのお問合せはご遠慮ください。



詳しくは 消防局

☎(代)522-0119  
FAX 522-4657

### 救急車を呼ぶときには

このような場合はすぐに救急車を呼びましょう!

- 呼びかけても体を叩いても反応がない又は鈍い
- 息苦しい
- 激しい頭痛・胸痛・腹痛
- けいれんが続いている
- 上記以外でも判断に迷う時

119番通報すると、オペレーターが必要事項を質問します。通話中でも、場所が特定できた時点で救急車は出動しますので、安心して、落ち着いて質問に応じてください。

### 救急医療の案内

救急医療の案内は次の(電話・インターネット)で調べることができます。

#### ● インターネット

医療ネット滋賀 <https://www.shiga.iryu-navi.jp>

#### ● 電話

滋賀県救急医療機関情報案内 ☎525-3799

### 応急手当の講習会

消防局では、広く市民に対して命を守るための応急手当講習会を開催しています。講習会では、応急手当の知識や技術をはじめ、自動体外式除細動器(AED)の使用方法などを学んで頂きます。受講をご希望の方はお近くの消防署へご相談ください。

※消防署の所在地・電話番号はテレホンガイド(P126)をご覧ください。

### メール配信システムについて

消防局の各種催し、火災予防や救急医療などに関する情報を携帯電話やパソコンへメール配信しています。

#### ● 携帯電話・スマートフォンからの登録

次のアドレスに空メールを送信ください。

[otsushoubou@wbi.jp](mailto:otsushoubou@wbi.jp)

#### ● PCメールアドレスからの登録

次のURLから登録してください。

<https://hp.wbi.jp/otsushoubou/>



携帯電話用 PCメールアドレス用



## 大切な命や財産を火災から守るために

### リコール対象製品からの出火にご注意!

ご自宅にリコール対象製品はありませんか?リコール対象製品の中には出火する可能性があるものが含まれています。一度ご自宅にリコール対象製品がないか確認しましょう。詳しくは下記の消防局ホームページ内の関連ページをご参照ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/fire119/fire/recall/index.html>

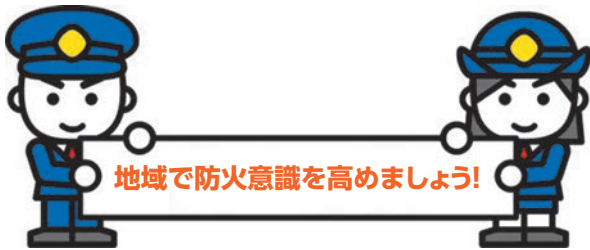
### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

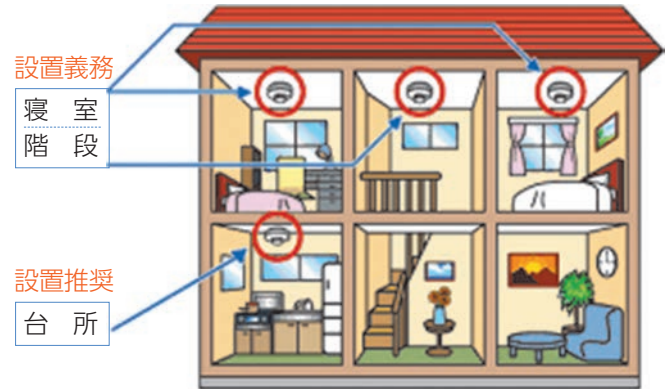


予 防 課 ☎525-9902  
 北消防署 ☎572-0119  
 中消防署 ☎525-0119  
 南消防署 ☎533-0119  
 東消防署 ☎543-0119  
 住宅防火相談ダイヤル ☎528-2822

## 住宅用火災警報器、適切な位置に設置していますか?点検していますか?

住宅用火災警報器は逃げ遅れの防止、火災の早期発見による初期消火に大変効果的であることから、万が一に備え、各ご家庭で適切な位置に住宅用火災警報器を設置いただきますようお願いいたします。

既に設置しているご家庭は定期的な作動確認をしましょう。消防局では、古くなった本体の交換を推奨しています。



### 住宅用火災警報器 なぜ、とりかえるの?



一般社団法人 日本火災報知機工業会 HP資料(内容一部割愛)

